

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ石巻湊店

石巻市湊字大門崎306番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号

3 市町村の意見の概要

(1) 環境保全上の意見

イ 騒音に関する事項

早朝，夜間帯の来客車両，従業員車両，商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し，環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。

ロ 振動に関する事項

届出書には振動に関する項目はないが，今回新たに設置する空調機室外機等は原動機の定格出力によって，宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合がある。振動の特定施設について確認し，該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに，規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。

ハ 光害に関する事項

屋外照明，広告塔照明等については，近隣住宅に対する配慮を十分行い，適切な光害対策を講じること。

ニ 廃棄物対策に関する事項

必要な廃棄物等の保管施設の容量10.8m³は，廃棄物等の排出予測6.92m³をみたしており，適切と思慮される。

ホ その他の事項

近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。特に荷さばき施設付近で住居が隣接しているので、作業音等の発生を極力抑えること。

事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。

(2) 建築及び都市計画上の意見

イ 建築基準法に関する事項

建築基準法に基づく建築確認申請が提出されておられません。

ロ 都市計画法に関する事項

都市計画法に基づく開発行為について、許可されておられません。

※平成30年12月26日に受付しておりますが、指摘事項未訂正により許可されておられません。

また、敷地の東側に都市計画道路3.3.4石巻漁港幹線2号線(整備済み)、北側に都市計画道路3.3.5河南川尻線(概成済み)があります。都市計画課都市計画グループへ事前にご相談ください。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成31年4月5日から平成31年5月7日まで(ただし、閉庁日を除く。)